

第23期第14回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和8年7月2日（木）午前11時から

場所 唐津市水産会館 多目的ホール

（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 松浦海区における漁場計画（案）について（答申）・・・・・・・・・・ P1～11
- (2) 佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所（満島地区）における
カキ試験養殖について（協議）・・・・・・・・・・ P12～22
- (3) 佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）・・・・・・・・・・ P23～47
- (4) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和8管理年度における
知事管理漁獲可能量の変更（案）について（諮問）・・・・・・・・・・ P48～50
- (5) あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・・・ P51～54
- (6) なまこ漁業特認許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・・・ P55～59
- (7) 委員会指示の適用除外について（協議）・・・・・・・・・・ P60～69
- (8) 光力利用に関する委員会指示について（協議）・・・・・・・・・・ P70～72
- (9) その他

水産第 639 号
令和 8 年 5 月 11 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

松浦海区における区画漁業の漁場計画の変更について（諮問）

令和 5 年 9 月 1 日付で免許した区画漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法第 64 条第 4 項の規定により貴会の意見をお聴かせください。
なお、答申は令和 8 年 6 月 30 日までに提出してください。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田
電 話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

漁場計画（案）

（令和 8 年 10 月 10 日免許）

松浦海区

業 漁 画 区

1 区画漁業

- (1) 公示番号 別表のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の名称 別表のとおり
 - イ 漁業の時期 別表のとおり
 - ウ 漁場の位置 別表のとおり
 - エ 漁場の区域 別表のとおり
- (3) 制限又は条件
 - ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない
 - イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない
 - ウ わかめ養殖業においては、毎年5月31日までに養殖施設を除去しなければならない。
- (4) 免許予定日 令和8年10月10日
- (5) 申請期間 令和8年7月9日から令和8年8月7日まで
- (6) 関係地区 別表のとおり

備考

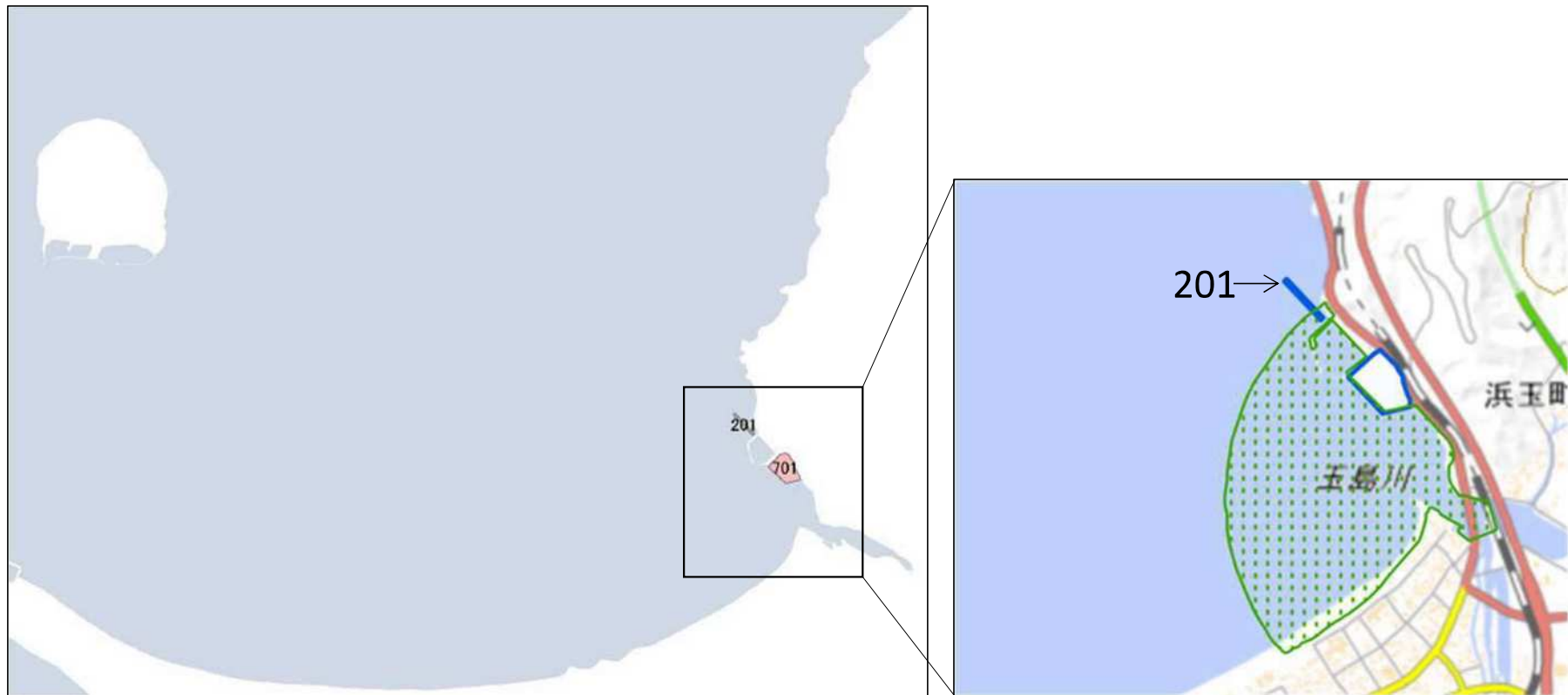
- 存続期間 令和8年10月10日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松 区 第201号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市浜玉町 洲上地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 11秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 06秒	唐津市浜玉町	団体漁業権	漁業の時期の延長
松 区 第202号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 17秒 東経 129度 58分 13秒 点イ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 09秒 点ウ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 08秒 点エ：北緯 33度 28分 18秒 東経 129度 58分 12秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	漁場の縮小
松 区 第203号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 36秒 点イ：北緯 33度 29分 05秒 東経 129度 57分 34秒 点ウ：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 32秒 点エ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 34秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	漁場の縮小
公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松 区 第501号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 17秒 東経 129度 58分 13秒 点イ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 09秒 点ウ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 20秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	漁場の拡大
松 区 第502号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 34秒 点イ：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 32秒 点ウ：北緯 33度 29分 12秒 東経 129度 57分 26秒 点エ：北緯 33度 29分 13秒 東経 129度 57分 27秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	漁場の拡大
松 区 第535号 (予定)	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町大 字星賀柿ノ浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 47分 54秒 点イ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 54秒 点ウ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 47分 56秒 点エ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 57秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	新規 制限及び条件：当該漁業権に係る区画漁業で養殖されるかき類は、松区第515号、533号および551号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならない。

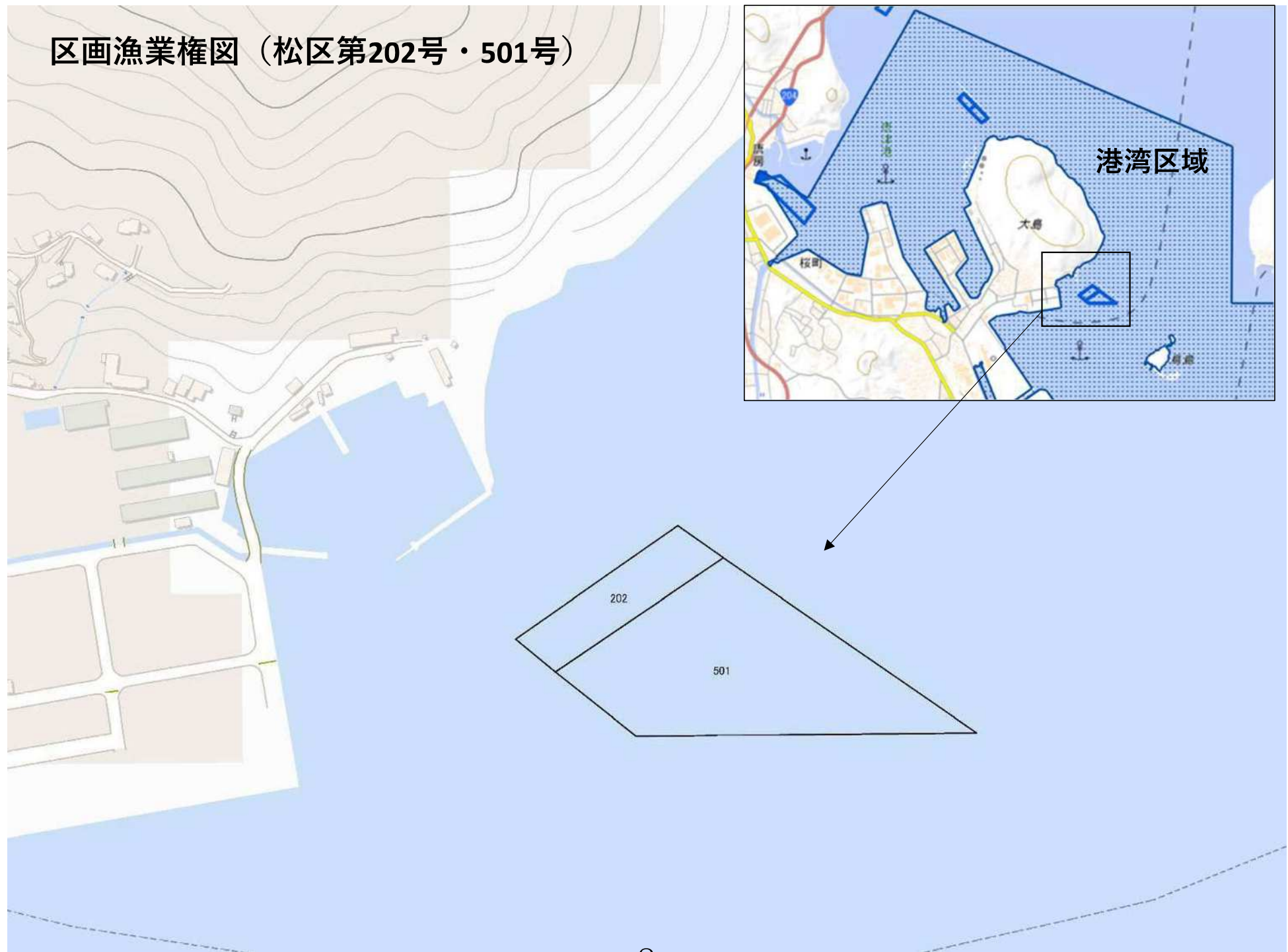
漁 場 計 画 図

区画漁業権図（松区第201号）



※ 緑枠：漁港区域

区画漁業権図（松区第202号・501号）



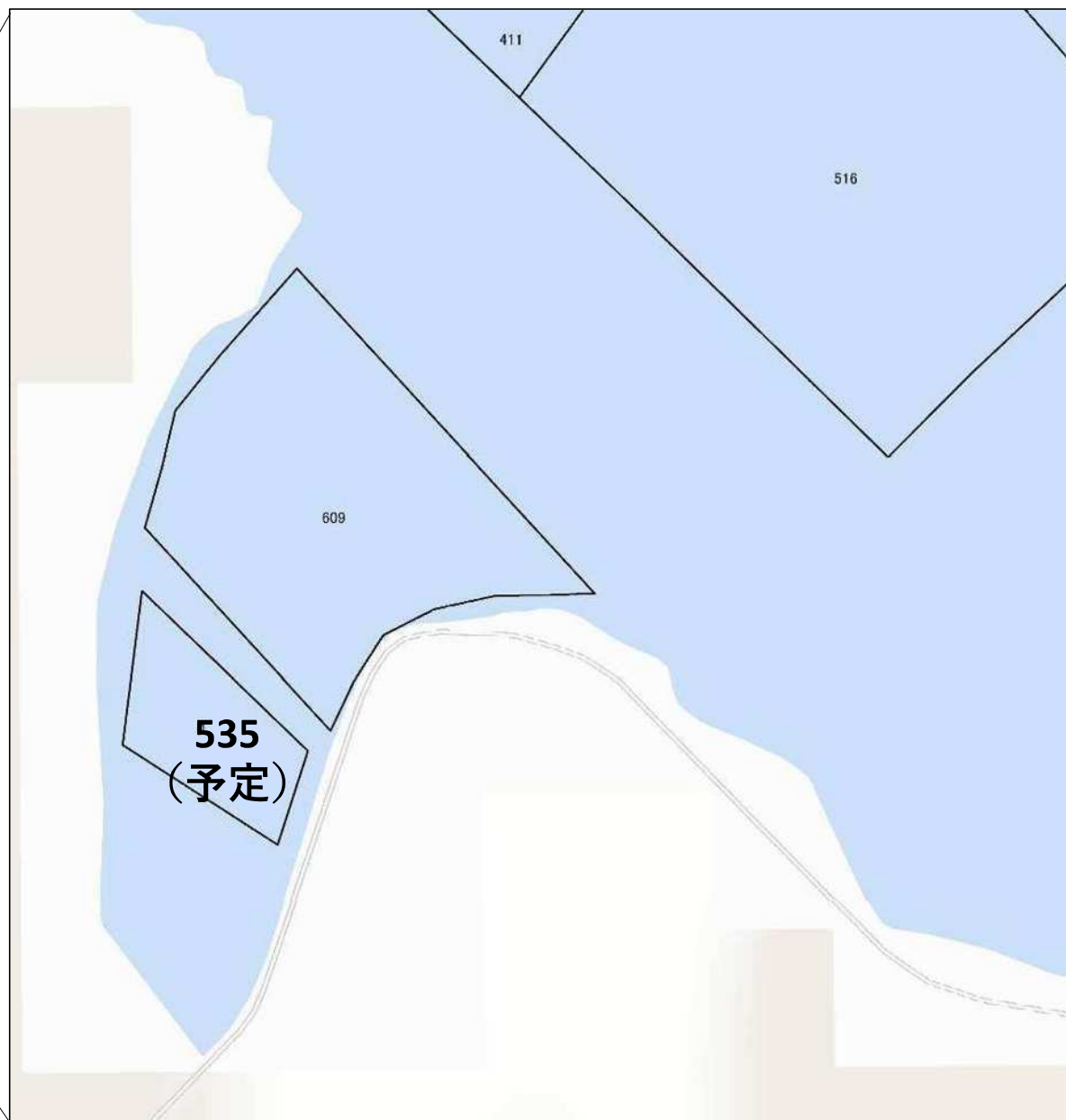
区画漁業権図（松区第203号・502号）



区画漁業権図（松区第535号）



※ 緑枠：漁港区域



水産第 1529 号
令和 8 年 6 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

松浦海区における区画漁業の漁場計画の変更について

令和 8 年 5 月 11 日付水産第 639 号で諮問したこのことについて、答申の期限を 7 月 3 日までに変更したいので、よろしくお願いします。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田
電 話：0 9 5 2－2 5－7 1 4 5
F A X：0 9 5 2－2 5－7 2 7 4

水 産 第 1475 号
令和 8 年 6 月 29 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所（満島地区）におけるカキ試験
養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

目的

満島地区におけるバスケット式カキ養殖の有用性および収益性を検証する

■試験概要

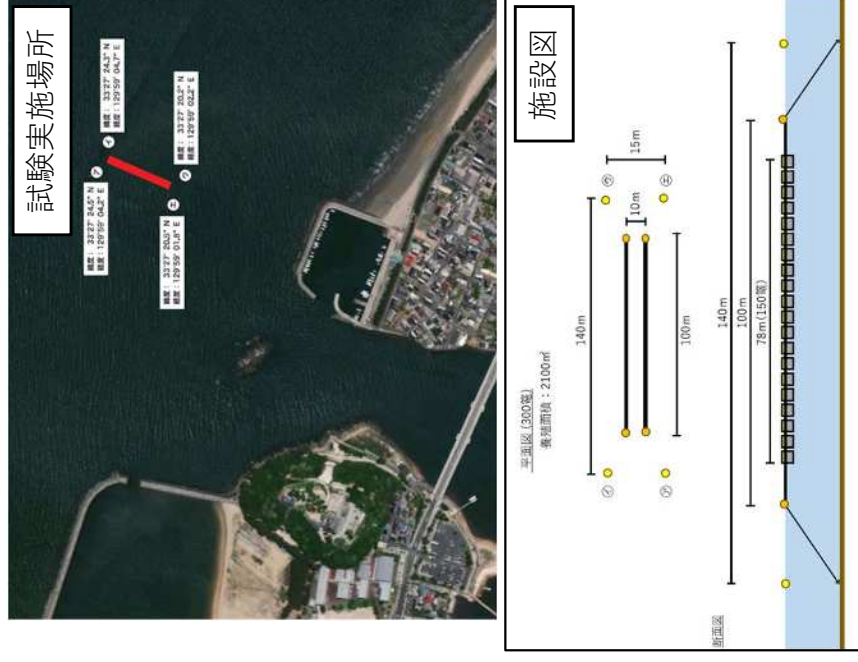
①試験方法

- ・延縄式養殖（バスケット式）
- ・試験面積：140m × 15m = 2,100㎡
- ・100mの養殖ロープを2本（バスケット300籠）
- ・44,000個のシングルシード種苗導入

②スケジュール

試験養殖期間 令和7年8月1日～令和8年7月31日

	R7.8月	9月	～	R8.6月	7月末
作業内容	養殖施設準備→試験養殖開始→間引き等の管理、試験出荷→片付け				



■結果

- 令和7年8月11日入荷種苗（4,000個）
 - ・令和8年5月現在、平均52.6gまで順調に成長中、へい死も合計10個体ほど。
 - ・5割程度が出荷サイズ（60g以上）になっており、試験出荷中。
- 令和7年10月9日入荷種苗（20,000個）
 - ・令和8年5月現在、平均21gまで順調に成長中、へい死は合計10個体ほど。
 - ・8月より試験出荷予定。
- 令和7年11月27日入荷種苗（20,000個）
 - ・令和8年5月現在、陸上水槽で抑制中、9月から沖出しする予定。



R7.8.22



R8.4.19

■課題と今後の方向性

8月に入荷した稚貝について、翌年5月までに平均52.6gまで順調に成長し、へい死率も0.25%と低かったことから、当海域におけるカキ養殖の適性は高いものと推察される。しかしながら、12月から3月にかけて、時化の影響による成長の鈍化が確認されたことから、次回試験では深吊りによる時化対策を実施する。

試験養殖承認申請書

令和8年 6月 25日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 利

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目 的 カキ養殖試験
- 2 水産物の名称 カキ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市東唐津地先
計 3,000 m² (別図参照)
- 4 試験養殖期間
令和8年8月1日～ 令和9年7月31日
- 5 養殖の方法及び規模
 - 1) 方法 延縄式
 - 2) 規模
 - ・ 100m×30m = 3,000 m² (別紙参照)
 - ・ 60mの養殖ロープを3本 (バスケット 225 籠)
- 6 構成員一覧

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図 (別紙1)
- (4) 養殖施設概要図 (別紙2)
- (5) 委託契約書写

申請理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・溝島地区では、小型機船底びき網漁業やカゴ漁業、一本釣り漁業等の漁業に取り組んでいる。

一方、近年の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な課題を抱えている。

特に当地区においては、漁業者数の減少や後継者不足といった問題に対応すべく、催かる漁業の創出に取り組んでいる。

当地区が面する唐津城周辺海域は、松浦川由来の栄養豊富な河川水が流入するため、カキ養殖に適していると考えられる。しかしながら、当海域は水深が浅く、従来のカキ養殖手法である垂下式養殖を行うには不向きである。一方、数年前から浅海域でも養殖可能なバスケット式カキ養殖が広まり始めてきた。

そこで、令和7年より当海域においてバスケット式によるカキの試験養殖に取り組んできた。

これまでの試験では、へい死もなく順調にカキが育成されたことから、当海域におけるカキ養殖の適性は高いものと推察される。

しかし、冬期の時化による成長の鈍化など、解決すべき課題が残っているのが現状である。

そのため、令和8年8月からは試験場所を変更し、深吊りによる時化対策等を実施することで、さらなる養殖技術の向上を図る。

カキ養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区では、小型機船底びき網漁業やカゴ漁業、一本釣り漁業等の漁業に取り組んでいる。

一方、近年の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な課題を抱えている。

特に当地区においては、漁業者数の減少や後継者不足といった問題に対応すべく、儲かる漁業の創出に取り組んでいる。

当地区が面する唐津城周辺海域は、松浦川由来の栄養豊富な河川水が流入するため、カキ養殖に適していると考えられる。しかしながら、当海域は水深が浅く、従来のカキ養殖手法である垂下式養殖を行うには不向きである。

そこで、当海域において浅海でも養殖可能なバスケット式によるカキの試験養殖技術の確立を図る。

1. 試験の概要

(1)実施場所:唐津市東唐津・地先(別図1参照)

(2)実施期間:令和8年8月1日～ 令和9年7月31日

(3)試験内容

a)養殖施設(別図2参照)

・延縄式

・① $100\text{m} \times 30\text{m} = 3,000 \text{ m}^2$

b)試験方法

シングルシード養殖

・8月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・養殖施設を設置後バスケットに稚貝を入れ試験養殖開始(約6ヶ月～9ヶ月)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を検証

・令和9年7月末施設撤去

c)養殖数量

・64,000個(うち44,000個は昨年購入分)

d)出荷先予定

ネット販売、株式会社 NINJA SYSTEMS、等

e)養殖試験従事予定者氏名

f)養殖スケジュール

	R8.8月	9月～10月	R9.1月	2月	3月	7月末
作業内容	①養殖施設 → 試験養殖 → 間引き等の管理、試験出荷 → 片付け					

g)収支計画

i)支出の部(※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・金額を記載)

摘 要	数 量	金 額	備 考
稚貝	20,000 個	140,000 円	うみの株式会社

稚貝はうみの株式会社の育成稚貝を株式会社 NINJA SYSTEMS より購入
稚貝代金 140,000 円 (抑制育成中の稚貝がある為、購入無しの可能性がある)

ii)収入の部(※試験出荷がある場合に記載)

摘 要	数 量	金 額	備 考
カキ	30,000 個	3,000,000 円	R7 年から養殖していた個体を販売

2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

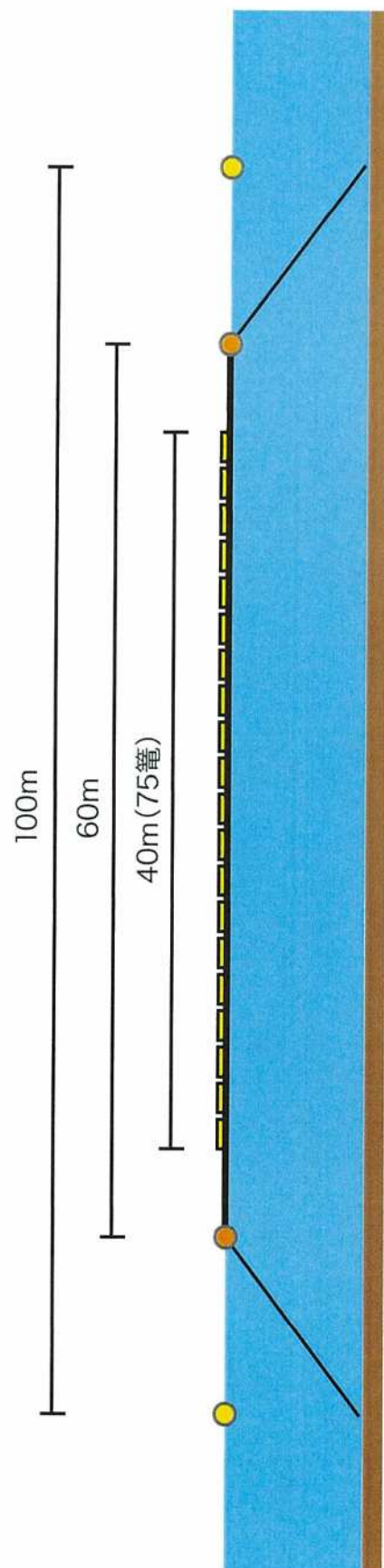
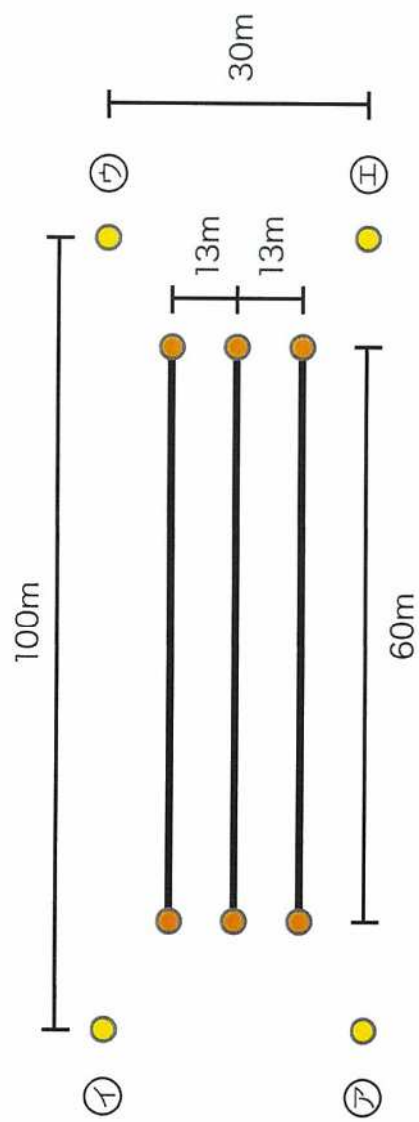
○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662



平面図(225簗)

養殖範囲：3000 m²



令和 8 年度カキ試験養殖業務委託契約書

令和 8 年度試験養殖の委託について、佐賀県玄海水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀玄海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

- 第1条 甲は、令和 8 年度カキ試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

- 第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。
- 2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

- 第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

- 第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から 1 年間までとする。

(費用負担)

- 第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

- 第6条 委託業務の履行によって得られたデータは甲に帰属し、成果物は乙に帰属する。

(契約の解除等)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。
- (1) 乙がこの契約に違反したとき
 - (2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき
- 2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年6月18日

甲 佐賀県唐津市唐津
佐賀県玄海水産
所長 山浦 啓

乙 佐賀県唐津市海岸通7
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川

水 産 第 1 2 3 3 号
令和 8 年 (2026 年) 6 月 22 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県資源管理方針について（諮問）

佐賀県資源管理方針について、別添案のとおり変更したいので、漁業法第 14 条第 10 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 玄海創生・栽培資源担当 山口・寺田）

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和●年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 44.7 千トン（令和 5 年）、生産額は 309.5 億円（令和 5 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－1 さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙3－17 ばいがい佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和３年７月１日より施行する。

附則

この方針は、令和４年４月１日より施行する。

附則

この方針は、令和４年７月１日より施行する。

附則

この方針は、令和５年１月１日より施行する。

附則

この方針は、令和６年２月７日より施行する。

附則

この方針は、令和６年１２月１７日より施行する。

附則

この方針は、令和７年６月２４日より施行する。

附則

この方針は、令和８年３月２４日より施行する。

附則

この方針は、令和８年●月●日より施行する。

別紙 1－1

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－5

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1－6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

③ 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行うくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業及び大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1－7

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－8

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1－9

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 （ 5 ）

に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1－10

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

- 1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。
- 2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙 3—1

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—2

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—3

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—4

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—5

第 1 水産資源

きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—6

第 1 水産資源

いさき九州北・西海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—7

第1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—8

第1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—9

第1 水産資源

がぞみ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPU E を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—10

第1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—11

第1 水産資源

このしろ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—12

第1 水産資源

しばえび有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする

者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

別紙 3—14

第 1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—15

第 1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—16

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—17

第1 水産資源

ばいがい佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、玄海漁協魚市場における年間総漁獲量を2021～2025年の平均値（16トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
第 1 ～第 4 略 別紙 1－1～7 略 別紙 2 略 別紙 3－1～16 略 <u>別紙 3—17</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>ばいがい佐賀県玄海海域</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、玄海漁協魚市場における年間総漁獲量を 2021～2025 年の平均値（16 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>特になし。</u>	第 1 ～第 4 略 別紙 1－1～7 略 別紙 2 略 別紙 3－1～16 略 <u>新設</u>

水産第 1309 号
令和 8 年 6 月 22 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定
により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり変更したいので、同条第 2 項
の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 山本・伊藤）

くろまぐろに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

22.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	9.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	12.0トン

（県留保1.0トン）

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

30.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	15.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	15.0トン

（県留保0.8トン）

8 水管第 691 号
令和 8 年 5 月 29 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の
通知

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知につ
いて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のと
おり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基
づき、通知いたします。

記

（表）くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚） ※追加配分	19.1 トン	22.0 トン
くろまぐろ（大型魚） ※追加配分	20.7 トン	30.8 トン

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚） ※不等量交換	22.0 トン	22.0 トン
くろまぐろ（大型魚） ※不等量交換	30.8 トン	30.8 トン

水産第 971 号
令和 8 年 6 月 1 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

あなごかご漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

あなごかご漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

9隻以内

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

制限なし

（5）操業区域

佐賀県玄海海域

（6）漁業時期

9月1日から5月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市呼子町又は鎮西町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和9年5月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和8年7月6日から令和8年8月5日までとする。

- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、9 件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和 9 年 4 月 3 0 日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が 9 件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が 9 件に到達した日以降から令和 9 年 4 月 3 0 日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第 1 1 条第 1 項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記 3 に同じ。

第 4 許可の基準

- 1 令和 8 年 7 月 6 日から令和 8 年 8 月 5 日における受付数が 9 件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第 9 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和 8 年 5 月 3 1 日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和 8 年 5 月 3 1 日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁

業を営もうとする者

(3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

2 令和8年8月6日以降における合計数が9件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

(1) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内（佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内）についてはこの限りでない。

(2) 使用するかご数は、200個以内とする。

(3) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

(4) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

水産第 972 号
令和 8 年 6 月 1 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

なまこ漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

なまこ漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

なまこ漁業（すもぐり）

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

10人

（3）推進機関の馬力数

制限なし

（4）操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識

イ 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島南東端と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角
（北緯33度26分54.41秒・東経129度59分25.87秒）

（5）漁業時期

10月1日から翌年3月31日まで

（6）漁業を営む者の資格

- ① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1 年以内

第3 申請すべき期間

令和8年8月3日から令和8年8月31日まで

第4 許可の基準

合計数が10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(2) 2013年10月1日から2025年3月31日までの期間にお

いて、なまこの水揚げの実績がある者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

(1) 松浦瀬の中心より半径250メートル以内の区域以外では操業してはならない。

松浦瀬の中心（世界測地系）

北緯：33度28分06秒

東経：130度00分42秒

(2) 操業時間は、次のとおりとする。

10月・・・午前7時00分から午後5時30分まで

11月・・・午前7時00分から午後5時00分まで

12月・・・午前7時30分から午後5時00分まで

1月・・・午前7時30分から午後5時30分まで

2月・・・午前7時30分から午後6時00分まで

3月・・・午前7時00分から午後6時00分まで

(3) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は1隻1名とする。

(4) 操業中は、県が指定する操業標旗を船舷上3.0メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標 旗) 地色：赤 色
字色：白 色

<u>2 0 2 6</u> 年	許可番号	
な	ま	こ
佐賀県		

佐玄水第 687号
令和8年6月11日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県玄海水産振興センター
所長 山浦 啓治

松浦海区漁業調整委員会指示第91号の適用除外申請について（依頼）

このことについて、別紙のとおり申請しますので、よろしくお願いいたします。

松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号の適用除外申請

令和 8 年 6 月 1 1 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

住所 佐賀県唐津市唐房 6-4948-9
氏名 佐賀県玄海水産振興センター
所長 山浦 啓治

下記により松浦海区漁業調整委員会指示第 9 1 号の適用除外を受けたいので申請
します。

記

1. 適用除外の理由

採捕禁止期間（7 月 1 日から 1 2 月 2 0 日）にムラサキウニを駆除・有効利用の調査
目的で採捕したいため。

2. 適用除外の期間

承認の日から令和 8 年 1 2 月 2 0 日まで

3. 調査の目的及び方法

■ 目的

玄海地区においてムラサキウニは重要な磯根資源であるが、場所によっては漁
獲されないため異常に増殖し、藻場の減少、いわゆる磯焼けの原因となっている
場合が多くみられる。

今回の調査はこの対策として、異常に増殖した箇所のムラサキウニを漁獲によ
り駆除し、駆除したウニの有効利用方法を検討することで、玄海地区の藻場保全
を図ることを目的とする。なお、本調査は、玄海水産振興センターから玄海漁協
への業務委託である。

■ 方法

浜崎、高島、神集島、加部島、馬渡島、京泊、駄竹、向島の 8 地区の共同漁業
権内において（下図参照）、漁業者が素潜りによりムラサキウニを漁獲し、駆除
する。駆除実施前後での海藻の繁茂状況、身入りの変化などを確認することで駆
除効果を把握する。

また、漁獲したウニは高串漁港（市場跡地）に集荷し、身入りの状態やサイズ

などにより加工、蓄養（陸上育成での身入り改善）、釣り餌などの有効利用ができないか検討する。

4. 調査に使用する船舶

別紙1 のとおり

5. 調査を実施する者の氏名及び住所

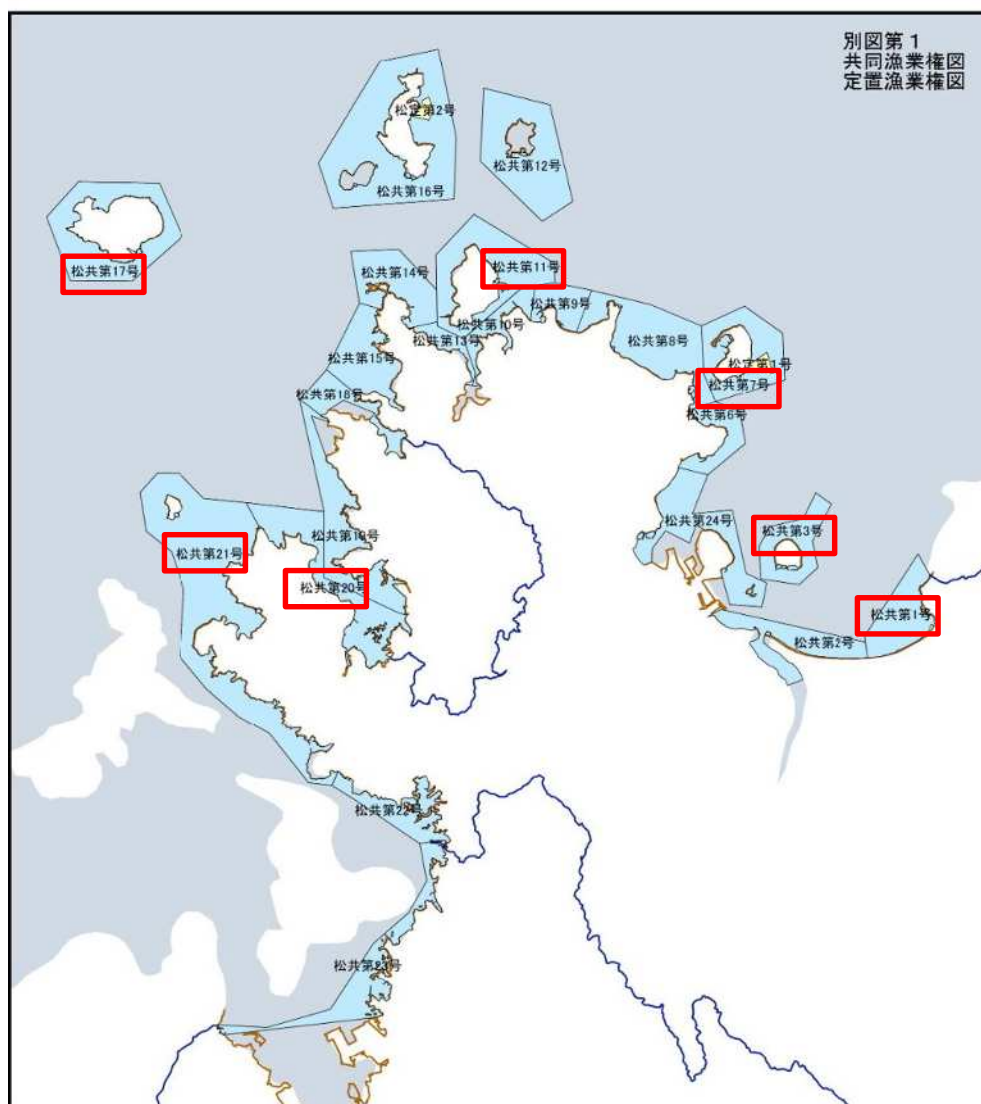
別紙2 のとおり

6. 採捕量・個体数

最大でムラサキウニ約 10 トン（殻付き重量）、20 万個体程度

7. その他

特になし

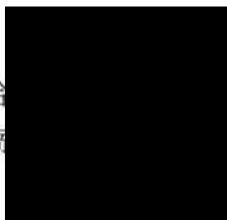


調査実施箇所図（松共第 1、3、7、11、17、20、21 号 図中四角囲み箇所）

令和8年6月1日

佐賀県玄海水産振興センター
所長 山浦 啓治

佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎



同意書

令8年5月21日付け佐玄水第510号にて依頼がありましたムラサキウニ駆除事業に係る適用除外申請に関して、同意いたします。

松浦海区漁業調整委員会指示（案）

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 97 号

松浦海区において光力を利用して行う水生生物の採捕に対し、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年7月2日

松浦海区漁業調整委員会

会 長 川 寄 和 正

- 1 次表のとおり、海域ごとに、集魚灯の種類及び消費電力の限度を制限する。なお、集魚灯のうち放電灯とハロゲン灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。集魚灯にLED灯を使用する場合は、その消費電力に5を乗じて得た値（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

区分	海 域	使用することができる 集魚灯の種類	漁船1隻につき使用 することができる集魚灯 の消費電力の合計
1	松浦海区における共同漁業権の区域 及び各共同漁業権の外郭線から沖出 し1,000メートルの線によって囲 まれた区域のうち、呼子大橋橋梁以 東、かつ、佐賀県唐津市呼子町加部島 最北端と福岡県糸島市志摩姫島最北 端を結んだ直線以南の海域	ハロゲン灯のみ	3キロワット以内
2	区分1の海域以外の松浦海区におけ る共同漁業権の区域及び各共同漁業 権の外郭線から沖出し1,000メー トルの線によって囲まれた海域	ハロゲン灯のみ	6キロワット以内
3	区分1および2の海域以外の佐賀県海 域	ハロゲン灯以外も使用 可能	10キロワット以内

2 指示の期間

令和8年8月12日から令和9年8月11日まで